

令和5年11月1日

埼玉しごとセンター シニア情報ブースへの求人情報の配架のルールについて

埼玉しごとセンター シニア情報ブース管理者

埼玉しごとセンターのシニア情報ブースへの求人情報の配架については、下記のとおり実施します。

記

第1 利用できる企業

原則として、県内に事業所がある企業とします。

ただし、配架スペースに空きがある場合は、配架できる場合があります。

第2 配架できる要件

求人情報を配架できる要件は、次の各項にすべて当てはまるものとします。

- (1) 60歳以上のシニア世代を積極的に雇用するものであること
- (2) 原則として、企業所在地又は求人情報における就業地が埼玉県内にあること
- (3) 公序良俗に反しないこと、また法令に違反しないこと
- (4) 求人内容は、明確に記載すること。
- (5) 求人内容に変更が生じた場合、速やかにシニア情報ブース管理者に連絡し、更新を行うこと
- (6) 求人充足の際には、速やかに求人情報の取下げの連絡をすること
- (7) 求人情報はA3版二つ折り、又はA4版・縦で作成すること
- (8) 求人情報の補充は30部単位とし、配布可能なセットの状態で送付すること
- (9) 配架方法、配架場所についてはシニア情報ブース管理者に一任すること
- (10) 求人情報の補充を求められた時には、速やかに対応すること
- (11) その他不適切な事項がないこと
- (12) 前各項が遵守されない場合には、配架が取下げになる場合があること

第3 配架できる求人情報の形状等

求人情報は縦向きでラックに配架しますので、次の形状等に合うように作成してください。

なお、求人情報誌等に掲載した求人広告をそのまま配架することはできません。

形状等

サイズ：A4 縦方向、又はA3版二つ折り

素材：紙（推奨）

内容：労働条件（特に雇用形態（正社員/契約社員/パート…等）、社会保険の有無は必ず記載のこと

第4 配架の申請

求人情報の配架を希望する場合は、次のシニア情報ブース管理者に「様式第1号 シニア情報ブースにおける求人情報配架申込書」及び配架する求人情報をメールで提出してください。

なお、メールでの提出が困難な場合にはシニア情報ブース管理者と協議することとします。

シニア情報ブース管理者

〒336-0027 さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 3階

埼玉しごとセンター シニア情報ブース担当者

E-mail: a4510-07@pref.saitama.lg.jp

電話：048(826)5611

第5 配架の開始

提出された申込書及び配架する求人情報が「第2 配架できる要件」に当てはまることが確認できた場合、配架可能となります。その際、申込みいただいたメール宛てに連絡します。

その後、管理者宛に、配架する求人情報を30部配架可能な状態でお送りいただきます。なお、配架は先着順にて開始します。

また、配架スペースに空きがない等の理由で配架開始日が決定できない場合は、配架開始日が決定し次第お知らせします。

第6 配架の方法

シニア情報ブースに配架可能な求人情報件数は約32件、開架式ラックへの配架となります。

配架方法及び位置はシニア情報ブース管理者が決定します。

第7 配架の期間

配架期間は、配架を開始した日から6月、9月、12月、3月のいずれか直近月の末日までとします。

その後、3か月ごとにシニア情報ブース管理者から配架の延長について連絡します。

第8 求人内容の変更・充足等の報告

配架する求人情報に変更や充足等が生じた場合、速やかにシニア情報ブース管理者へ連絡してください。

第9 適用

令和5年11月1日から適用します。